

農業農村整備事業（公共）

【321,054（308,404）百万円】

（平成29年度補正予算 137,000百万円）

対策のポイント

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促し、産地収益力を向上させるため、水田の排水対策による畑地化や水路のパイプライン化等を推進する必要があります。
- ・全国の基幹的な農業水利施設の約2割が既に耐用年数を超過していることを踏まえ、基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。
- ・地震・豪雨等の自然災害の激甚化を踏まえ、農業水利施設等の耐震化や洪水被害防止対策を通じた農村地域の防災・減災対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合
（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））
- 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率
（約6割（平成27年度）→10割（平成32年度））
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
（約5割（平成27年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり（農業競争力強化対策）

111,027（103,395）百万円

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を実施します。また、パイプライン化やICT等の導入により、新たな農業水利システムを構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進します。

2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化（国土強靱化対策）

126,495（125,377）百万円

老朽化した農業水利施設について、点検・診断に基づき、補修・更新等を適時的確に実施します。

3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災（国土強靱化対策）

83,531（79,632）百万円

基幹的な農業水利施設やため池等の耐震対策、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

〔国費率、補助率：2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県等〕

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業

【担い手が活躍する強い農業基盤づくり(農業競争力強化対策)】

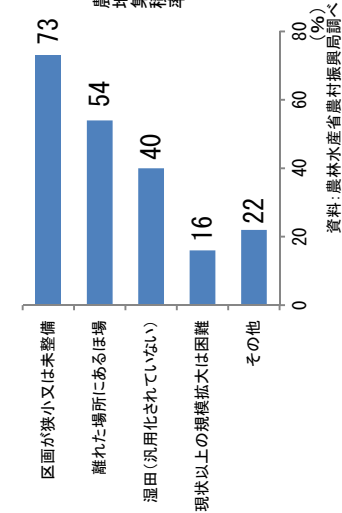
課題

○ 農業の競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要がある。

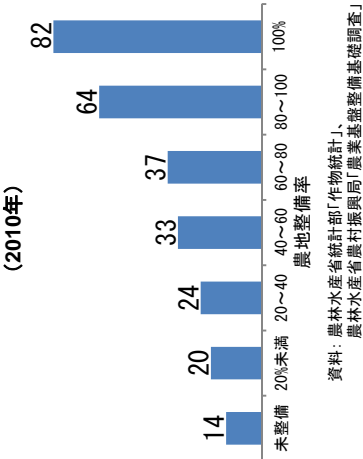
未整備水田は担い手への農地集積の障害

● 規模拡大を進めている**担い手農家**は、**狭小・不整形の水田を敬遠**

担い手農家が耕作の依頼を断った理由



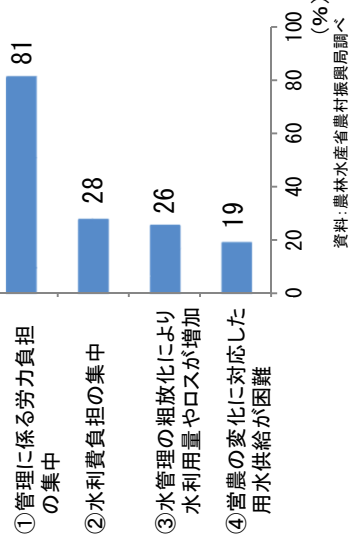
農地整備率と担い手への農地集積率 (2010年)



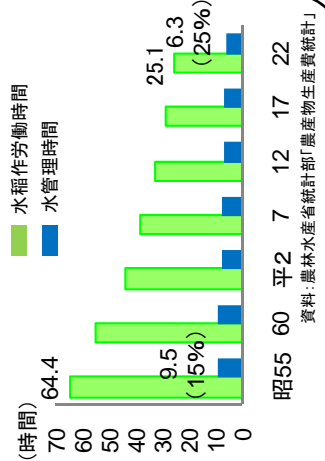
既存の農業水利システムでは水管理労力が重荷

● 老朽化した既存の農業水利システムでは、**水管理労力が重荷**となり、担い手への農地集積に支障

農地集積を進める上での水利に関する課題



水稲作業労働時間に占める水管理時間の割合



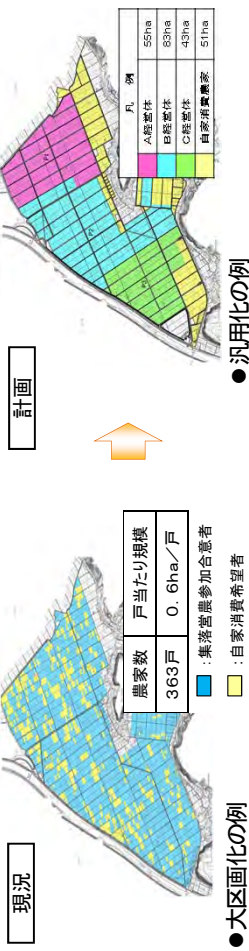
対策

担い手が活躍する農業基盤づくり

【111,027 (103,395) 百万円】

大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への**農地集積・集約化**や**農業の高付加価値化**を推進。

● 農地整備を通じた農地集積・集約化の例

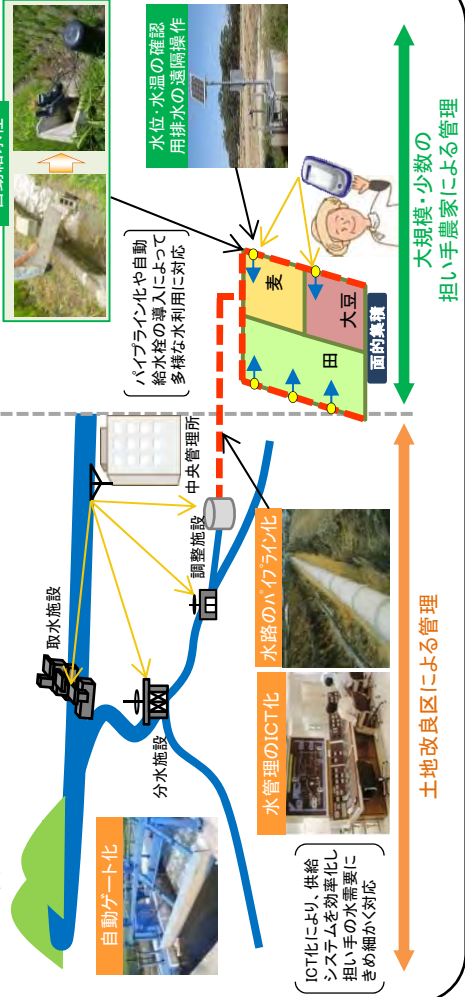


● 大区画化の例



パイプライン化やICTの導入等により、**新たな農業水利システム**を構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進

● 新たな農業水利システム (イメージ)

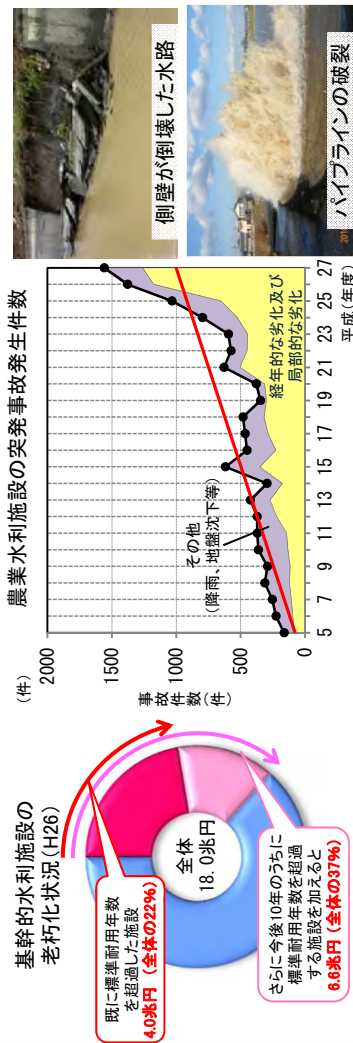


課題

○ 国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要。

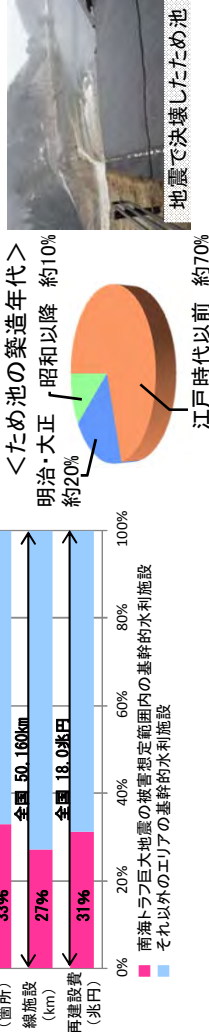
農業水利施設の老朽化の進行

● 基幹施設のうち、既に**標準耐用年数を超過した施設は2割**。管水路破裂等の突発事故が多発化傾向

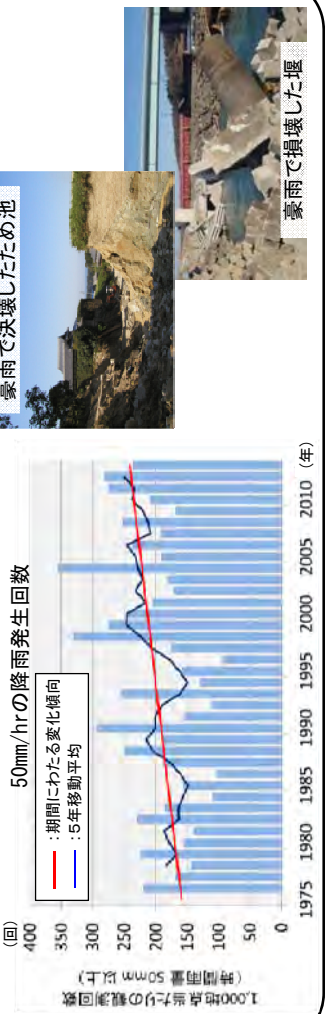


地震・集中豪雨等の自然災害の激甚化

● 南海トラフ地震の被害想定エリアには**全国** ● ため池は全国に20万か所。そのうちの主要な**ため池の約7割が江戸時代以前の築造**で、豪雨や地震に対して脆弱なものが多数



● 時間50mmを超える**豪雨の発生頻度は近年増加傾向**



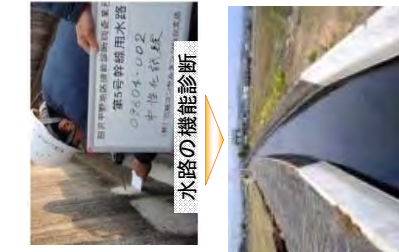
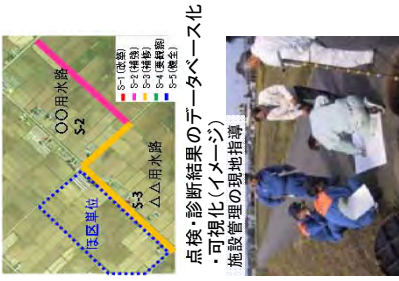
対策

老朽化した農業水利施設の長寿命化

【126,495 (125,377) 百万円】

老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、**補修・更新等を適時・的確に実施**するとともに、突発事故の迅速な復旧や管理体制の整備を推進。

● 農業水利施設の補修・更新等

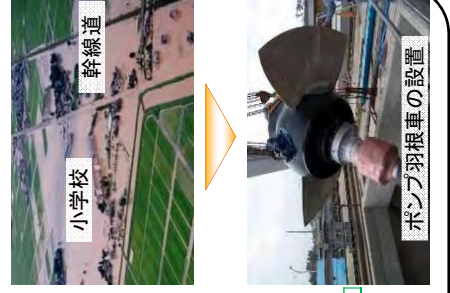
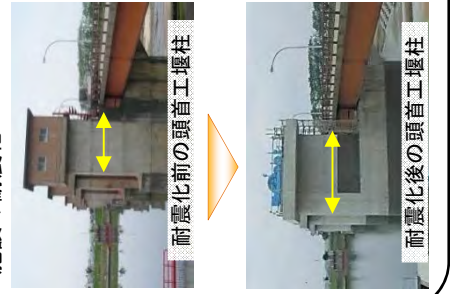


安全・安心のための農村地域の防災・減災

【83,531 (79,632) 百万円】

基幹的な農業水利施設等の**耐震化、ため池のハードマップ作成や管理体制の強化**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を推進。

● 洪水被害防止対策



平成30年度予算における農業農村整備関係事業の負担軽減等対策

事業名	負担軽減等対策の概要
農地中間管理機構関連農地整備事業【新規】	① 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、 <u>基盤整備に係る事業費の12.5%等（全額国費）の推進費を交付</u>
農地耕作条件改善事業【拡充】	① 農地中間管理機構の重点実施区域等において、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、 <u>基盤整備（定率助成）に係る事業費の5.0%等の推進費を交付</u>
農業競争力強化農地整備事業	① 農地の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ② 自力施工を活用する簡易整備（畦畔除去、暗渠整備等）に対する定額助成（中心経営体に集約化する農地については助成単価を2割加算） ③ 中山間地域で実施する農地の整備において、高収益作物の作付面積増加割合に応じて、中心経営体に対し支援費を交付
水利施設等保全高度化事業【新規】	① 水利施設等の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ② 水利施設等の整備において、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ③ 定額助成のソフト事業（老朽施設の点検、機能診断、計画策定等）
土地改良施設突発事故復旧事業【新規】	① <u>土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応するため、農業者の申請・負担を原則求めずに復旧を実施</u>
農村地域防災減災事業【拡充】	① 地域の防災上廃止することが妥当な場合の防災重点ため池※の廃止に対する定額助成 ② 定額助成のソフト事業（耐震照査、計画策定、ハザードマップの作成等） ③ 土地改良法改正による非申請の耐震化事業について、 <u>農業者の負担を原則求めずに事業を実施</u> <small>※下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えおそれがある等のため池</small>
農業水路等長寿命化・防災減災事業【新規】	① 定額助成のソフト事業（機能診断・耐震照査、計画策定、ハザードマップの作成等）
農家負担金軽減支援対策事業（農地有効利用推進支援事業【新規】）	① <u>農地耕作条件改善事業において、担い手への農地集積率が概ね8割以上となる地区に対して農家負担金の償還利子等を助成</u>

注）下線部は平成30年度予算における新規・拡充事項

農業農村整備事業

国営かんがい排水事業（公共）

【116, 241（118, 613）百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設については、急速に老朽化が進行しており、耐用年数を超過した施設の増加に伴って、突発事故の件数も増加しています。
- ・基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものです。
- ・また、それぞれの農業者が創意工夫しながら、営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水を含め、安定的な用水供給が必要です。

政策目標

- 国営造成施設の機能保全計画の策定率
約8割(平成27年度)→10割(平成32年度)
- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

○ 農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。

このうち、国営かんがい排水事業は、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

具体的には、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

農業水利施設の整備を行う事業を1つの事業に大括り化した上で、それぞれの事業をメニュー化し、

① 受益面積3,000ha以上（畑にあっては1,000ha以上）で実施する事業

② 担い手への農地集積や高収益作物の導入等の要件達成を条件として、受益面積500ha以上（畑にあっては100ha以上）で実施する事業
に分類し、分かりやすい制度に再編します。

また、ICTを活用したほ場レベル（末端支配面積100ha未満）の水管理システムを、モデル的に整備することにより（国費率100%）、水源からほ場まで一体的に連携する水管理システムを構築します。

（ 国費率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%
事業実施主体：国 ）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-2206）]

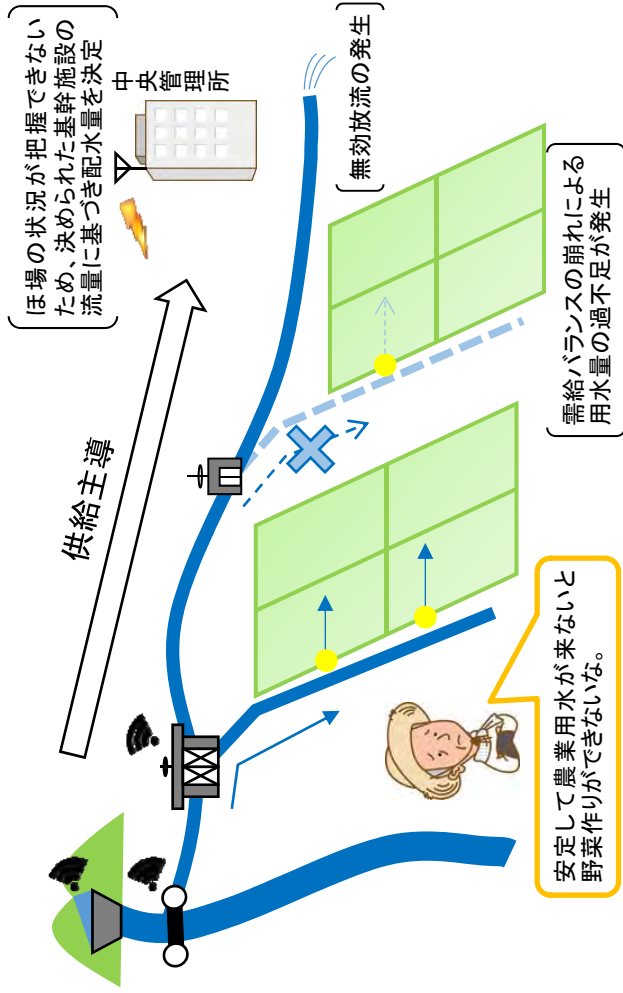
国営かんがい排水事業（拡充）

～担い手のニーズに応じた農業用水の配水を行うための水管理のICT導入の推進～

- 担い手が自らの経営判断に基づき農業生産活動を営むためには、必要な時期に農業用水を適切に配水することが必要。
- このため、ICTを活用したほ場レベルの水管理システムを国がモデル的に整備することにより（国庫負担率100%）、水源からほ場まで一体的に連携する需要主導型の農業水利制御システムを構築し、その効果を明らかにすることで普及を推進。

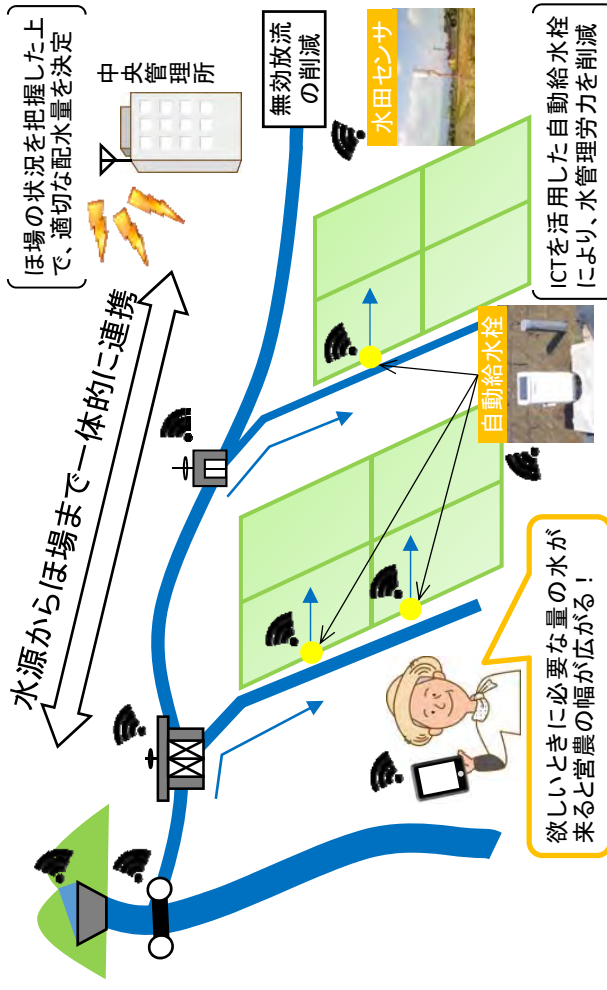
現状の課題

- 農業水利制御システムについて、末端支配面積100ha以上は国が整備（国庫負担率2/3）。
- 基幹施設に係るシステムのみ国営事業で整備することにより、ほ場レベルのニーズときめ細やかに連動しない状況。



今後の対応

- ICTを活用した水源からほ場まで一体的に連携する需要主導型システムを普及（末端支配面積100ha未満の農業水利制御システムをモデル的に国庫負担率100%で整備）。
- 担い手のニーズに応じた配水が可能となるとともに水管理労力が削減。



実施要件

受益面積・末端支配面積：施設整備を実施する事業の実施要件に準ずる
（水田の場合 3,000haまたは500ha、畑の場合 1,000haまたは100ha等）

実施主体

国

農業農村整備事業

国営農地再編整備事業（公共）

【22,070（19,680）百万円】

対策のポイント

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

<背景／課題>

- ・農地の整備が遅れている地域では、ほ場条件の悪さから担い手への農地集積が円滑に進まず、人口減少社会、農業者の高齢化とも相まって、農地の荒廃が加速的に進行するおそれがあります。
- ・また、新たな土地改良長期計画においては、産地収益力の向上や担い手の体質強化に向けて、経営マインドや意欲を持った農業者が活躍できる環境の整備に取り組むこととしています。
- ・このため、農地整備の実施に当たっては、担い手の体質強化が一層図られるよう、担い手への農地集積を加速化するとともに、産地収益力の向上のための米の生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組につなげていくことが重要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業（施行申請期限：平成33年度末まで）
 - ・基幹事業：区画整理
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全

（採択要件）

 - ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合（10%）以上
 - ・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと
 - ①農地集積率60%以上かつ集積増加率40%以上
 - ②農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上
 - ・受益面積が400ha以上（但し、基幹事業200ha以上）
 - ・広域産地収益力向上基盤整備基本構想を策定すること 等
2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）
 - ・基幹事業：区画整理、開畑（水田転換を含む）、ため池等整備、農地保全整備
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備

（採択要件）

 - ・中山間地域等であること
 - ・基幹事業の受益面積が400ha以上（但し、区画整理及び開畑で2／3以上）等

〔 国費率：内地2／3、北海道75% 〕
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2207）]

農業農村整備事業

国営総合農地防災事業（公共）

【25,713（25,783）百万円】

対策のポイント

自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・また、農村の都市化・混住化や流域開発による農用地への湛水被害の増大、生活雑排水の流入による農業用水の水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下等が発生しています。
- ・これらを踏まえ、機能低下した農業用排水施設の機能回復や耐震化対策等の防災対策を強化して推進する必要があります。

政策目標

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害などに対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震のおそれのある地域において、必要な耐震性能を有していない農業用排水施設の耐震化対策を実施します（農業者の申請によらず国の判断でも実施可能とし、被災による影響が極めて大きい施設については全ての地域で実施可能とする）。

3. 併せ行うため池整備

農業用排水施設の機能回復・耐震化対策等を行う際に、災害防止の観点から併せて実施することが効率的・効果的なため池整備を、国営総合農地防災事業として一体的に実施します（国営造成施設の耐震化対策を受益面積500ha以上の要件で実施する場合も、これと併せてため池整備を実施可能とする）。

（採択要件）

- ① 受益面積（基本） 3,000ha以上
（国営造成施設の耐震化対策の場合 500ha以上（畑にあつては100ha以上））
- ② 末端支配面積（基本） 300ha以上
（ため池群の場合、個々のため池について 20ha以上）

（国費率：農林水産省 2／3、北海道 3／4
事業実施主体：国）

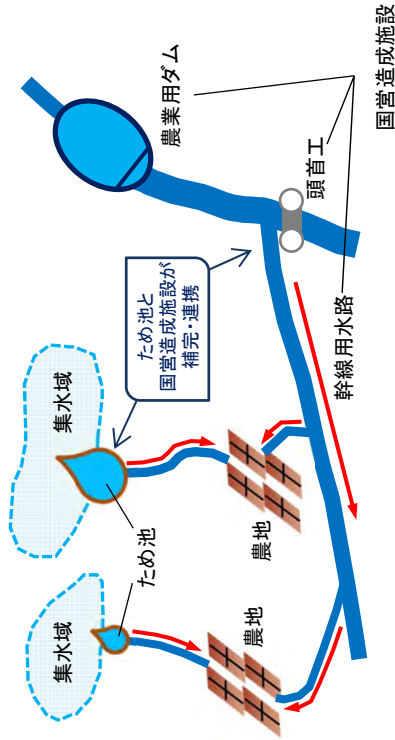
[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

併せ行うため池整備（国営かんがい排水事業と国営総合農地防災事業の拡充）

- 近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、ため池の決壊等の災害リスクを低減するため、対策の加速化が必要。
- このため、優良な農地が広範囲に確保されている地域において、国が造成した施設の補修・改修等に併せて、災害の危険性の高いため池の改修等を国が一体的に行うことにより、農業用水の安定供給と地域の安全・安心の確保を図る。

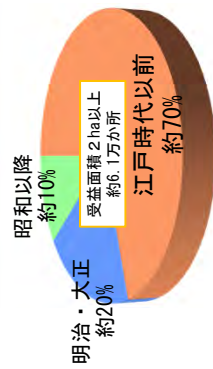
【現状】

- 降水量が少なく、水源に恵まれない地域などにおいて、国営造成施設と既存ため池が、農業用水を確保するため一体となって機能を発揮。



【課題】

- ため池は全国に約20万か所あり、そのうち受益面積2ha以上のため池の7割が江戸時代以前に築造。豪雨や地震に対して脆弱なものが多数存在。
- 下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響のおそれのある等の「防災重点ため池」は全国に11,318か所。

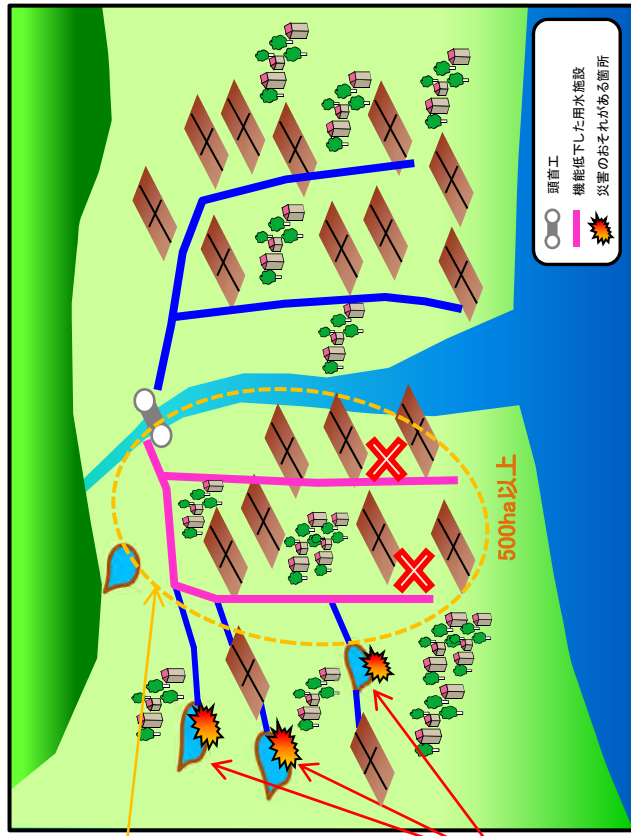


出典：農林水産省調べ（H28.3）



制度拡充

国営地区内において災害をもたらすおそれのあるため池について、**国営造成施設の補修・改修等※とも併せて、改修等の整備を実施可能とする。**



国営造成施設の補修・改修※

併せて一体的に実施可能に

危険なため池の改修
(受益面積合計300ha以上、未補支配面積20ha以上/基)

※ これまでは、全面的な改修等を行う大規模事業（土地改良法施行令第49条第1項第1号に係る事業）のみを対象としていたが、施設の機能保全を図る事業等（同第4号に係る事業）とも、ため池の整備を併せて実施することを可能とする。



農業用水の安定供給とともに、ため池の決壊等による災害の未然防止を図り、地域の安全・安心を確保。

農業農村整備事業

畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援（公共）

【111, 027（103, 395）百万円の内数】

対策のポイント

区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備と併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を強力に推進します。

<背景／課題>

- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における畑作物の導入と品質向上
- ・収量増を可能とする、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化を推進する必要があります。
- ・主に区画整備済みの水田地域において、高収益作物の導入を進めるためには、徹底した排水対策や適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による水田の畑地化・汎用化等とともに、営農転換に向けた水利用・土地利用・作付調整をはじめとする地域全体での合意形成を円滑に進めることが重要です。

政策目標

基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合
（約2割（平成27年度）→ 約3割以上（平成32年度））

<対象事業>

- ①国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）
- ②水利施設等保全高度化事業（高収益作物導入促進型）

【採択要件】高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加すること 等

<主な内容>

1. 生産基盤の再整備（ハード対策）

水田の畑地利用に必要なほ場レベルの末端用排水施設等の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

- 排水性向上のための暗渠排水、排水路改修
- 作物やほ場毎の用水需要に応じてのかん水を可能とするパイプライン化
- 用水の自由度を高めるための調整池（ファームポンド）の整備 等

2. 合意形成に向けた支援（ソフト対策）

水田の畑地化・汎用化による営農転換を進めるための取組を支援

- 水利用・土地利用・作付調整支援、営農転換に向けた支援
- 高収益作物導入に向けた促進事業（促進費）

（ ①の事業 事業実施主体：国、国費率（基本）：2／3等
②の事業 事業実施主体：都道府県等、補助率：50%等 ）

[お問い合わせ先： 農村振興局水資源課 （03-3502-6246）]

農業農村整備事業

土地改良施設突発事故復旧事業（公共）[新規]

【2,300(一)百万円】

対策のポイント

今般の土地改良法改正を受けて、近年増加しているパイプラインの破裂といった土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応するため、農業者の申請・負担を原則求めない復旧事業を創設します。

<背景/課題>

- ・土地改良施設の老朽化が進展する中、パイプラインの破裂といった突発事故が年々増加しています。
- ・今般の土地改良法改正により、土地改良施設の突発事故への対応について、国又は地方公共団体等が農業者からの申請によらず事業を実施でき、農業者負担を求めない場合には同意も不要となる仕組みが導入されました。
- ・これを受けて、農業者の申請・負担を原則求めない土地改良施設突発事故復旧事業を創設し、農業被害をはじめとする地域への被害の防止を図ります。

政策目標

農業水利施設の戦略的な保全管理

<主な内容>

1. 土地改良施設突発事故復旧事業（直轄） 300(一)百万円
国が整備した土地改良施設で発生した突発事故について、国が現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に行います。
(主な採択要件)
 - ・機能保全計画等の策定など、適切な保全管理がされている施設であること
 - ・末端支配面積：100ha以上、復旧事業費：2,000万円以上 等

補助率：2/3等

事業実施主体：国
2. 土地改良施設突発事故復旧事業（補助） 2,000(一)百万円
土地改良施設で生じた突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に行います。
(主な採択要件)
 - ・機能保全計画等の策定など、適切な保全管理がされている施設であること
 - ・末端支配面積：20ha(中山間地域等は10ha)以上、復旧事業費：200万円以上 等

補助率：1/2等

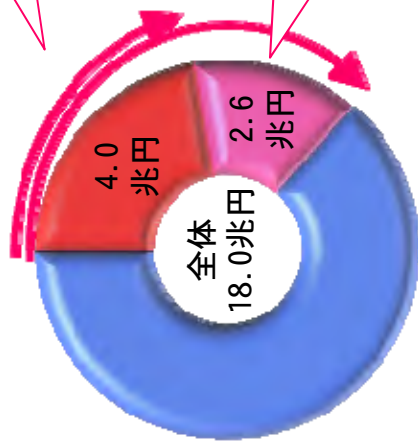
事業実施主体：都道府県等

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-6744-1363)]

土地改良施設突発事故復旧事業（新規）

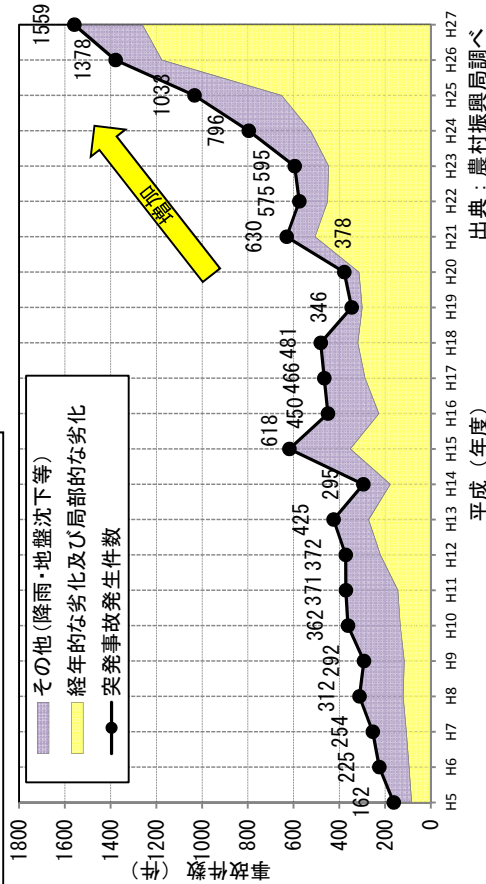
- 基幹的農業水利施設の約4割が今後10年間で標準耐用年数を超過するなど、土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプラインの破裂といった突発事故が年々増加。
- このため、突発事故被害の迅速かつ機動的な復旧ができるよう、土地改良法の改正により災害復旧と同様の仕組みを導入し、被害の拡大を防ぎ、早期の営業再開を支援。

基幹水利ストックの資産価値（H26）



注) 受益面積100ha以上の農業水利施設を再建設費ベースで算出

農業水利施設の突発事故発生状況



出典：農村振興局調べ

1. 事業内容

突発事故により機能が喪失・低下した土地改良施設における、機能を回復させるための工事を実施。

- (1) 現地仮復旧（安全確保や被害の拡大防止、暫定的な機能確保が必要な場合）
- (2) 機能回復を行う復旧工事

2. 事業主体・対象施設・補助率

- ・ 国（国営造成施設に限る） …… 2／3等
 - ・ 都道府県 …… 1／2等
 - ・ 市町村、土地改良区等 …… 1／2等
- （農家負担なしとなるのは、補助残分を地方公共団体が負担する場合があります）

3. 採択要件

突発事故のうち、以下の要件をすべて満たす施設で生じた事故であること。

- ・ 機能保全計画等を策定・活用していること
- ・ 末端支配面積（直轄）100ha以上（補助）20ha以上（中山間地域等は10ha以上）
- ・ 復旧事業費（直轄）2,000万円以上又は高度な技術的配慮を要すること（補助）200万円以上

4. 事業の流れ



土地改良施設への突発事故対応

○地域の状況に応じ、迅速かつ機動的に突発事故への対応が可能となるよう、事業制度を充実。

突発事故対応体制整備（ソフト整備）

迅速な対応のための体制整備

- ・突発事故発生時の関係機関等との適切な協力体制づくり
- ・突発事故発生時の適切な対応に向けた諸資料（施設情報・維持管理情報等）の整備

・復旧資機材保有のネットワーク化の推進
等迅速かつ機動的な対応に向けた体制整備の構築



事故発生時の効果

- ・事故発生時の関係機関等との連携対応（現地対応）
- ・突発事故発生箇所の的確な把握による対応可能事業を速やかに判断
- ・資材等調達のスピード化等迅速な対応による農業被害・二次被害の軽減



〈突発事故に対する体制整備〉

○国営造成施設管理体制改革促進事業（管理体制整備型）（拡充）

突発事故対策（ハード整備）

暫定的な仮復旧工事

- ・二次被害等を防止する仮復旧の実施



管漏水に伴う道路陥没事故



二次災害を防止するため仮復旧

本復旧工事

- ・機能回復のための本復旧の実施



破損した管を復旧



陥没した道路を復旧

〈突発事故対応可能事業〉

- ①土地改良施設突発事故復旧事業[新規]
- ②国営施設応急対策事業
- ③農業競争力強化基盤整備事業
- ④農山漁村地域整備交付金

※②～④については各事業等の要綱・要領に基づき手続きにより実施が可能